

「居宅介護支援事業所 知多」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(知多北部広域連合指定 第 2374300529 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

☆ 居宅介護支援とは

ご契約者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、ご契約者の心身又はご家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に居宅サービスが利用できるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者及びそのご家族がケアプラン作成に主体的に参加できるよう支援しながら「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ご契約者の解決すべき課題の変化に留意しながら、必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制及び職務内容	3
5. 当事業所が提供するサービスと居宅介護支援の利用料金	4
6. サービスの利用に対する留意事項	5
7. 虐待の防止のための措置	5
8. 事故発生時の対応	5
9. 秘密保持	5
10. 個人情報の取扱について	6
11. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫 風 会
- (2) 法人所在地 愛知県稲沢市六角堂東町一丁目3番地6
- (3) 電話番号 0587-23-7700
- (4) 代表者氏名 理事長 佐 藤 栄 司
- (5) 設立年月 昭和62年12月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
- (2) 事業の目的
指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、ご利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とします。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 知多
- (4) 事業所の所在地 愛知県知多市旭南5丁目31番地1
- (5) 電話番号 0569-44-1813
- (6) 事業所長(管理者)氏名 森田 英揮
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① ご契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。
 - ② ご契約者の心身の状況やその環境に応じて、ご契約者及びご家族の意向を尊重し、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
 - ③ ご契約者の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ち、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう複数の事業所を紹介するなど公正中立に行います。
 - ④ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を、求めに応じ回答します。
 - ⑤ 関係市町村及び関係機関との連携に努めます。
- (8) 開設年月 平成20年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 知多市、常滑市、東海市
- (2) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～金曜日（但し、国民の祝日を除く）
営業時間 午前8時45分～午後5時30分

4. 職員の体制及び職務内容

介護支援専門員 1 名以上（管理者含む）

5. 当事業所が提供するサービスと居宅介護支援費

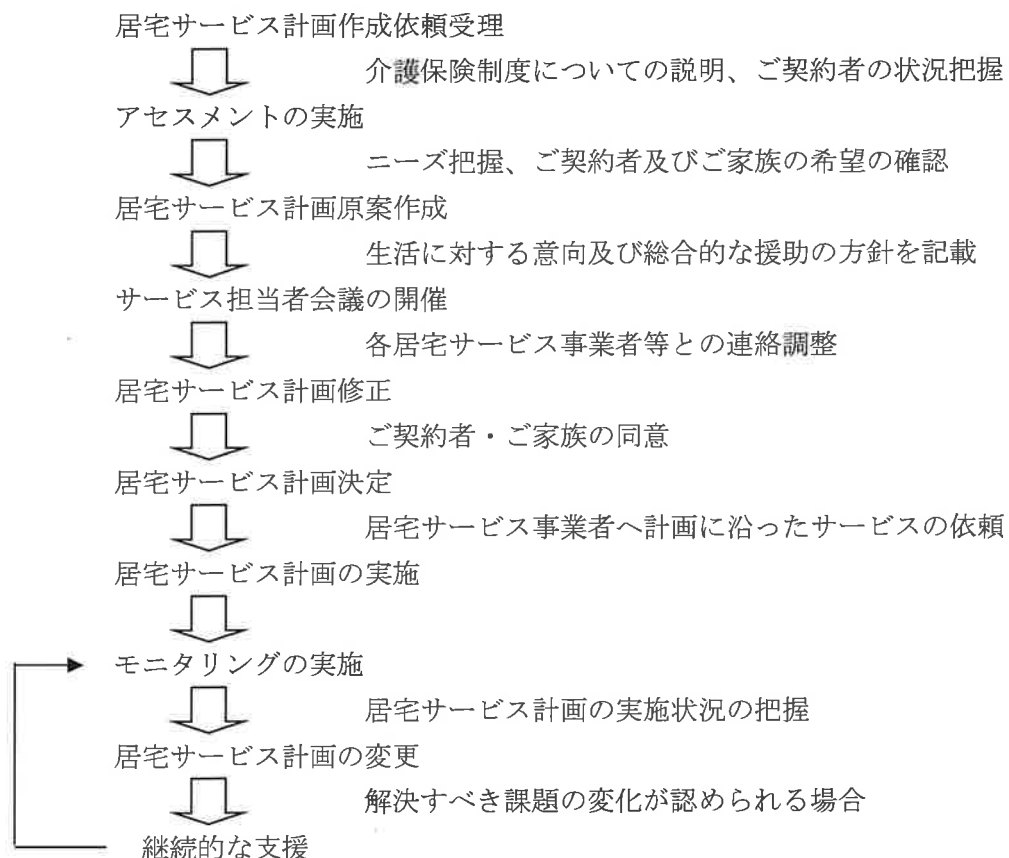
（1） サービスの内容と居宅介護支援費

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問してご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健・医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。この時、ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事と、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。

〔居宅サービス計画作成の流れ〕



② 医療サービスの利用

ご契約者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、ご契約者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下、「主治医」という。）の意見を求め、居宅サービス計画を主治医等に交付します。

③ 入院時の連絡

ご契約者が病院又は医療機関に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員に連絡頂くとともに、病院又は医療機関にも担当介護支援専門員の氏名、連絡先をお伝え下さい。

④ 居宅サービス計画作成後の便宜供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。この際、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回はご契約者の自宅で面接を行い、かつ、その結果を記録します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思をふまえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑤ 居宅サービス計画の変更

- ・ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

⑥ 介護保険施設等への紹介

- ・ご契約者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<居宅介護支援費>

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、厚生省告示上の金額をいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村窓口へ提出すると全額支払戻を受けられます。

居宅介護支援にかかる居宅介護支援費は別紙の通りです。

また、上記居宅介護支援費が法律改正にて変更された場合には別紙書面で通知するものとします。

(2) 交通費

通常のサービス地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

尚、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりです。

実施地域を越えた地域から～片道20km未満	150円
実施地域を越えた地域から～片道20km以上	300円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員の業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 事業所の記録作成

事業所はご契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完了の日から5年間保管します。

7. 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

② 事業所における虐待の防止のために指針を整備します。

③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。

④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

8. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 秘密保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たご契約者又はそのご家族に関する情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の終了した後も継続します。

尚、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者に情報を提供することがありますが、その場合には事前に「利用者個人情報取扱い規程」に基づきご了解をいただきます。

10. 個人情報の取扱いについて

当法人では、ご利用者様の個人情報を、「個人情報保護方針」に則り次のように適正に取扱います。

1. ご利用者様の個人情報の利用目的

(1) 介護等の利用目的及び（提供先）

- ① 利用の可否の検討及び利用契約のため
- ② 介護方法の計画を立てるため（介護・医療・居宅介護支援の関係者）
- ③ 介護計画に基づく介護サービス実施のため（介護関係事業所）
- ④ 利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するため（主治医の医師若しくは歯科医師又は薬剤師）
- ⑤ 第三者の評価・意見を求めるため（他の介護関係事業所・行政機関・医療機関）

(2) 介護以外の目的及び（提供先）

- ① 利用料請求のため（審査支払機関）
- ② 関係行政機関等の要請による照会・届出・申請・調査・検査・実施指導のため（関係行政機関等）
- ③ 外部監査を受けるため（認定審査機関等）
- ④ 事故防止のため（施設内委員会、市区町村等）
- ⑤ 保険会社からの照会に応じるため（生命保険会社、損害保険会社：個別に事前に同意をいただきます）
- ⑥ ご家族等へ通知するため（ご利用者様の配偶者・両親・子供・代理人及びご利用者様が特に指定された方）
- ⑦ ご利用者名簿作成のため
- ⑧ QC 活動発表のため

- ⑨ 薫風会だよりの掲載のため
- ⑩ 作品物の施設内掲示のため
- ⑪ 実習生の教育のため（当事業所が受け入れた実習生）

2. 個人情報の安全管理

当法人は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な是正処置を講じます。

3. 外部委託

当法人では、業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を預託する事があります。この場合、当事業所は内部規程に従い十分な個人情報の保護水準にある事業者を選定し、これらの業務委託先との間で秘密保持、個人情報の取扱いに関する契約書、覚書などの締結をはじめ、適切な監督を行います。

4. ご利用者様の権利

ご利用者様は、ご自身の個人情報の利用・提供について制限を求めることが出来ます。また、ご利用者様は、ご自身の個人情報について訂正・追加・削除及び利用・提供の停止を求めることが出来ます。ただし、関係法令に基づき保有あるいは義務履行している情報については削除または利用・提供停止に応じられない場合があります。下記のお問い合わせ窓口でご確認ください。

5. 開示等の方法・窓口

開示請求、苦情・訂正・利用停止等のお申し出は、以下にお願いします。
尚、お申し出は、ご本人または代理人の方のみに限定させていただきます。

10. 苦情の受付について

- (1) 居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 （担当者） [職名] 主任介護支援専門員 森田 英揮
電話番号 0569-44-1813

○ 受付時間 月曜日 ～ 金曜日 8：45 ～ 17：30

- (2) 行政機関その他苦情受付機関 [受付時間 9：00 ～ 17：00]

☆ 各市町村の介護保険課窓口

知多市、東海市：知多北部広域連合 事業課給付係

所在地 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1（東海市しあわせ内）

電話番号 052-689-2263

知多市：知多市 長寿課

所在地 愛知県知多市緑町1番地

電話番号 0562-33-3151

東海市：東海市 高齢者支援課

所在地 愛知県東海市荒尾町西廻間 2 番地の 1（東海市しあわせ村内）

電話番号 052-689-1600

常滑市：常滑市 高齢介護課

所在地 愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地

電話番号 0569-34-7744

☆ 国民健康保険団体連合会 介護福祉室

所在地 名古屋市東区泉一丁目 6 番

電話番号 052-971-4165

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 知多

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印
(利用者との続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則

この重要事項説明書は、平成20年4月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成22年1月6日から施行します。

この重要事項説明書は、平成22年4月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成22年11月2日から施行します。

この重要事項説明書は、平成24年4月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成24年5月22日から施行します。

この重要事項説明書は、平成26年3月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成26年5月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成26年8月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成27年4月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成27年9月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成28年3月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成29年4月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成30年4月1日から施行します。

この重要事項説明書は、平成30年7月3日から施行します。

この重要事項説明書は、平成30年10月1日から施行します。

この重要事項説明書は、令和2年1月1日から施行します。

この重要事項説明書は、令和4年3月1日から施行します。

この重要事項説明書は、令和6年4月1日から施行します。

居宅介護支援事業所介護報酬表

別紙

○居宅介護支援費（Ⅰ）

項目	要介護Ⅰ・Ⅱ	要介護Ⅲ～Ⅴ	算定要件
居宅介護支援費（ⅰ）	1,086単位	1,411単位	利用者数（※Ⅰ）が介護支援専門員1人当たり45未満の場合
居宅介護支援費（ⅱ）	544単位	704単位	利用者数（※Ⅰ）が介護支援専門員1人当たり45以上60未満の部分
居宅介護支援費（ⅲ）	326単位	422単位	利用者数（※Ⅰ）が介護支援専門員1人当たり60以上の部分

※Ⅰ居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者に予防支援の利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数

①運営基準減算の場合、1カ月上記の単位数の100分の50、2ヶ月以上継続している場合は算定しない。

②居宅介護支援事業所と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に20人以上が居住する場合は100分の95を算定

○加算・減算

項目	単位数	算定要件
初回加算	300単位／月	新規に居宅サービス計画を作成する等した場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位／月	利用者入院時に入院した日、営業が終了した時間の場合は翌営業日中に必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位／月	利用者入院時に入院した翌日、又は翌々日以内に必要な情報を提供した場合
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位	退院・退所に当たって、情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、新たにケアプランを作成した場合
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	退院・退所に当たって、情報の提供をカンファレンスにより1回受け、新たにケアプランを作成した場合
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	退院・退所に当たり、情報の提供をカンファレンス以外の方法で2回以上受け、新たにケアプランを作成した場合
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	退院・退所に当たり、情報の提供を2回受け、うち1回以上がカンファレンスで新たにケアプランを作成した場合
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	退院・退所に当たり、情報の提供を3回以上受け、うち1回以上がカンファレンスで新たにケアプランを作成した場合
通院時情報連携加算	50単位 月1回まで	ケアマネが利用者の受診等に同席し、必要な情報のやり取りをした場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位 月2回まで	医師又は看護師とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンス・調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	在宅で亡くなった終末期の利用者に対して利用者又は家族の同意を得た上で所定のサービスを行った場合
特定事業所集中減算	▲200単位	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合
高齢者虐待防止未実施・業務継続計画未策定減算	▲所定単位の100／1	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

○特定事業所加算Ⅲ

項目	単位数	算定要件
特定事業所加算Ⅲ	323単位／月	以下の①～⑫

- ①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること
- ②24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ③当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ④地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に
おいても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること
- ⑤家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会等に参加していること
- ⑥居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ⑦指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満満(居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は50名未満であること
- ⑧介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
- ⑨他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- ⑩必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- ⑪専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること
- ⑫専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること

※居宅介護支援には、原則として利用者負担はありません。全額保険給付されています。ただし、利用者様が1年以上介護保険料を滞納している場合は、本来保険給付されるべき上記の対象となる料金全額を一旦お支払いいただく場合があります(償還払い)。

※知多市内の居宅介護支援事業所は1単位の単価10,21円となります。